

南越前町トライアル・サウンディング実施要項

1 トライアル・サウンディングの概要

(1) 南越前町では、民間事業者の専門的な技術や管理のノウハウ、発想力を活用して、公共施設の利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減を図る目的で、指定管理者制度を導入しています。

リトリートたくらは、平成8年から9年に整備された農林漁業体験実習館及びキャンプ場、バーベキュー舎、コテージがあり、開設以来、そば打ち・餅つきなどの各種体験や自然を満喫するアウトライフの拠点として、多くの方に利用されてきました。

一方で、建設から約30年が経過し、施設や設備の老朽化も著しく、また、レストラン(食味館)では利用客の減少と調理人等の人材不足で休館となっていますが、本町では利活用を検討しております。

本町が保有・管理する利活用検討の公共施設（以下「公共施設等」という。）の利活用に関する事業提案を検討している民間事業者が、提案対象として検討している公共施設等の立地条件や使い勝手、提案事業の採算性等を調査するため、空きスペース等を一定期間、無料で実際に使用していただく「トライアル・サウンディング」を実施します。

(2) 対象施設

- ・施設名称 リトリートたくら 農林漁業体験実習館
- ・所在地 南越前町古木第59号52番地
- ・建物面積 2,298.03 m²
- ・年間利用者 1,793人（コテージ利用者も含む）

2 参加要件等

(1) 参加要件

ア 提案者は、提案内容を実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する法人（営利法人、非営利法人等）、個人事業主または任意団体とします。

イ 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に1者を代表者として選出した上で、構成員及び各々の役割分担を明示してください。また、グループで応募する場合は、代表者が諸手続を行ってください。

ウ 提案者は、本町及び指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができます。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当する者

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てをしている者
- ③ 民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ④ 破産者で復権を得てない者
- ⑤ 工事等において指名停止措置（指名保留を含む）をうけている者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等のほか、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
- ⑦ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市町村民税の滞納をしている者
- ⑧ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

3 トライアル事業実施の流れ

（1）申請書類の提出

提案者は、事業実施予定日の2か月前までに、提案者は、次の書類を提出するものとします。

- ・トライアル・サウンディング参加申込書（様式第1号）、誓約書（別紙）
 - ※利用期間は、原則、最短1日から1週間予定（要相談で延長1カ月）
 - ※各種イベント等が重なった場合や予約状況によっては日時の変更をお願いする場合があります。

参加申込みを行う場合は、事務局と、必ず事前面談を行ってください。

また、必要に応じ、対象施設の現地調査を行うことができます。

ア 事前面談（必須）

事前面談の申込みを行う場合は、事前面談申込書（様式第2号）を電子メールで事務局に提出してください。

イ 現地調査（任意）

現地調査を希望される場合は、現地調査申込書（様式第3号）を電子メールで事務局に提出してください。なお、現地調査は、施設管理者及び利用者の支障にならない範囲で行うこととします。

（2）参加申込書の内容の審査

事務局及び公共施設等の所管課において、申込書類を審査します。なお、必要に応じ、ヒアリングを実施します。また、事業内容や回数等について、本町がトライアル・サウンディングの目的から逸脱していると判断する場合は、トライアル事業の実施を認めません。

（３）使用許可等

ア 本町がトライアル事業の実施を認めるときは、トライアル事業を実施する事業者（以下「提案事業者」という。）に、トライアル事業の許可書を交付します。

イ 審査結果に対する異議は申し立てることができません。

（４）トライアル事業の実施

提案事業者は、使用許可等に基づき、トライアル事業を実施します。

（５）事業の中止

提案事業の内容が申請時と大きく異なるなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、町から警告を發せられても改善が見られない場合は、使用許可等を取り消す場合があります。その場合、提案事業者に発生した損害について、本町は責任を負いません。

（６）ヒアリング調査（必須）

トライアル事業終了後、提案事業者は、トライアル事業の採算性・市場性の状況や事業化に向けた課題、公共施設等の使い勝手に関する事など、本町に実績報告書（様式第４号）と関係資料を提出する必要があります。

〔手続きの流れ〕

（７）留意事項

ア 費用負担

空きスペース等の施設の使用料等は、原則免除します。ただし、提案以外の公共施設の貸館・室等の利用料を含め、提案事業の実施に係る全ての経費は、調査事業者が負担してください。なお、トライアル事業は基本的には、電気・水道・ガス代は無料とし、事前面談の内容によっては、電気・水道・ガス代等の実費部分を提案事業者負担してもらう場合があります。

イ 提出書類の取扱い・著作権等

（ア）提出書類の著作権は提案者に帰属します。

（イ）提出書類は、原則返却しません。

（ウ）提出書類は、資格審査及び提案審査以外で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

（エ）提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

（オ）提案者が提案事業者となった場合、提出書類の著作権は本町に帰属するものとします。

ウ 法令等の順守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案事業者に帰属するものとします。

エ 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 本要項 2 (2) に定める資格要件を満たさない場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) その他、町が定める手続きを遵守しない場合

オ その他

提案書類提出後に提案を取り下げる場合は、申請取下届（様式第 4 号）を提出してください。

4 留意点

(1) トライアル事業の実施に伴い、提案事業者及び本町以外の第三者にアイデアやノウハウ等が知られることで生じるリスク等については、本町は一切の責任を負いません。

(2) トライアル事業の実施は、その後の公共施設等の利活用に関する提案事業の採択を保証するものではありません。

(3) 本町が、トライアル事業の内容、提案事業者の名称等を、提案事業者の許可なく公表することはありません。

(4) トライアル事業は、提案事業者が責任をもって遂行し、事業実施に伴うリスクは提案業者が負うものとします。

5 その他

本要項に定めるもののほか、トライアル・サウンディングの実施に関し必要な事項が発生した場合は、別途協議します。

6 事務局（問合せ先）

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

南越前町 観光まちづくり課（南越前町役場本庁舎 2 階）

電話 0778-47-8008 メール：kanmachi@town.minamiechizen.lg.jp